

重 要

会員各位

2026 年 9 月 吉日

株式会社いすゞユーマックス

いすゞモーターオークション

いすゞモーターオークション会員規約 一部改訂のお知らせ

拝啓、新秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、いすゞモーターオークションをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、会員の皆様により安全かつ円滑にオークションをご利用いただくため、「いすゞモーターオークション会員規約」の一部を下記の通り改訂いたしますので、お知らせいたします。 つきましては、会員の皆様におかれましてはご理解を賜りますとともに、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実 施】 2026 年 10 月 1 日

【改訂内容】

- | | |
|---------------|--|
| 第 20 条(会員の義務) | 第 2 項を新設し、現行の第 2 項を第 3 項へ繰り下げ |
| 第 27 条 7 項④ | 第 59 条および第 60 条の新設に伴い、参照条文を変更
「第 60 条第 4 項から第 6 項」→「第 62 条第 4 項から第 6 項」 |
| 第 36 条 | 改定 |
| 第 58 条 | 改定 |
| 第 59 条 第 60 条 | 新たに条文を追加に伴い、現行の第 59 条以降を順次繰り下げ |

以上

【お問合せ先】

IMA 東京会場
千葉県印西市牧の台 3 丁目 1 番 1
TEL 0476-42-5121
FAX 0476-42-5131

IMA 神戸会場
兵庫県神戸市灘区味泥町 2-48
TEL 078-871-5500
FAX 078-871-5507

IMA 九州会場
福岡県古賀市青柳字馬渡 808
TEL 092-942-0860
FAX 092-942-1342

別紙

「いすゞモーターオークション会員規約」

改定前	第 20 条(会員の義務) 1. 会員は、本規約および諸規則ならびに法令を誠実に遵守しなければなりません。 2. 会員は、名称、代表者、本店住所、連絡先、古物商許可証、連帯保証人の氏名、住所等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局まで書面にて届出なければなりません。その際、法人は登記簿謄本、個人は住民票その他の変更を証明できる書類を添付するものとします。
-----	---



改定後	第 20 条(会員の義務) 1. 会員は、本規約および諸規則ならびに法令を誠実に遵守しなければなりません。 2. 会員は、事務局が定める「いすゞモーターオークションご利用に関するルール」その他安全管理上の指示を遵守するとともに、同行者、委託業者その他自己のために入場する者にもこれを遵守させ、当該者の行為について責任を負うものとします。 3. 会員は、名称、代表者、本店住所、連絡先、古物商許可証、連帯保証人の氏名、住所等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局まで書面にて届出なければなりません。その際、法人は登記簿謄本、個人は住民票その他の変更を証明できる書類を添付するものとします。
-----	---



改定前	第 27 条(出品車両の条件) 7. ④ リサイクル料金預託済車は R 券を登録及び申請書類の一部として扱う。R 券が添付されていない場合は、書類一部不備とし第 60 条第 4 項から第 6 項と同様に扱う。
-----	--

改定後	第 27 条(出品車両の条件) 7. ④ リサイクル料金預託済車は R 券を登録及び申請書類の一部として扱う。R 券が添付されていない場合は、書類一部不備とし第 62 条第 4 項から第 6 項と同様に扱う。
-----	--

改定前	第 36 条 (落札結果) 会員は、IMA における競りの結果について異議申し立てすることはできません。
-----	--



改定後	第 36 条 (落札結果) 会員が競りにて最終応札者となり落札確認ランプが点灯した時点 (ima-net の場合は落札確認ボタンが端末画面上に表示された時点) に、売買が成立します。 会員は、IMA における競りの結果について異議申し立てすることはできません。
-----	---

改定前	第 58 条 (所有権の移転) 車両の所有権は、以下の両条件を満たすことにより移転するものとします。但し、第 2 項の条件を満たさない場合、落札車両代金等の担保として事務局にて所有権を留保する場合があります。 1 出品店が成約車両の登録および申請書類を事務局に送付または提出し、事務局が成約代金を支払った時。 2 落札店が落札車両代金を事務局に支払い、事務局が登録および申請書類を送付または交付した時。
-----	--



改定後	第 58 条 (所有権の移転) 車両の所有権は、以下の各号のすべてを満たしたとき落札店に移転するものとします。 1. 出品店が成約車両の登録および申請書類を事務局に送付または提出し、事務局が成約代金を支払ったこと。 2. 落札店が落札車両代金および各種手数料等、自動車税、消費税の全部を事務局に支払い、事務局が登録および申請書類を送付または交付したこと。
-----	--

追加	第 59 条 (落札車の所有権) 1. 事務局が出品店に対し落札車両代金を立替払いしたにもかかわらず、落札店が定められた期日までに落札車両代金および各種手数料等、自動車税、消費税の全部または一部を支払わない場合、事務局は出品店に通知することにより、当該落札車の所有権を株式会社いすゞユーマックスに移転させることができます。 この場合、落札店は、株式会社いすゞユーマックスが第 60 条に基づき落札車を処分するまでの間に限り、落札車両代金、各種手数料等、自動車税、消費税および遅延損害金の全額を支払うことにより、株式会社いすゞユーマックスから当該落札車の所有権を取得することができます。 2. 前項により落札車の所有権が株式会社いすゞユーマックスに移転した後であっても、株式会社いすゞユーマックスが第 60 条に基づき処分を行うまでの間に当該落札車に課される自動車税その他公租公課は、落札店の負担とします。
----	--

追加	第 60 条 (株式会社いすゞユーマックスによる落札車の処分) 1. 株式会社いすゞユーマックスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札店への事前通知を要することなく、第 59 条 1 項に基づき株式会社いすゞユーマックスに所有権が移転した落札車を処分することができ、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、落札店の落札車両代金立替金、各種手数料等、自動車税、消費税および遅延損害金の清算に充当することができます。 ① 落札店が落札車両代金、各種手数料等、自動車税、消費税および遅延損害金の支払いを怠ったとき。 ② 落札店について第 23 条各号のいずれかの事由が発生したとき。 2. 前項の清算をもってしてもなお不足額が生じるときは、落札店は、その不足額を速やかに株式会社いすゞユーマックスへ支払わなければなりません。 3. 前各項の規定に基づき落札車を処分し、その処分代金から処分に要した費用 (株式会社いすゞユーマックス手数料を含む)、落札車両代金立替金、各種手数料等、自動車税、遅延損害金その他落札店が株式会社いすゞユーマックスに対して負担する一切の債務を清算した結果、余剰金が生じた場合には、株式会社いすゞユーマックスは、当該余剰金を落札店に返還するものとします。 4. 前項の余剰金の返還に要する振込手数料その他の費用は、落札店の負担とします。
----	--